

2020年11月2日

各位

愛知県岡崎市仁木町字荒下1番地
マルサンアイ株式会社
代表取締役社長 渡辺 邦康
(コード番号: 2551)

お問合せ先
常務取締役経営企画部長(兼)管理担当 塚 信好
電話番号 0564-27-3700

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年10月30日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年12月11日開催予定の第69回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

機動的な配当政策及び資本政策を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするよう、変更案第40条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、現行定款第41条（剰余金の配当の基準日）を変更し、内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び同第42条（中間配当）を削除するものであります。
上記のほか、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

※下線は変更部分を示します。

現行定款	変更案
第7条 <u>（自己の株式の取得）</u> 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	（削除）
第8条～第40条（条文省略） （新設）	第7条～第39条（現行どおり） 第40条（剰余金の配当等の決定機関） 当社は、 <u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u>
第41条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年9月20日とする。 （新設）	第41条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年9月20日とする。 <u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年3月20日とする。</u>
<u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>	<u>3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
第42条 <u>（中間配当）</u> 当社は、 <u>取締役会の決議によって、毎年3月20日を基準日として中間配当をすることができる。</u>	（削除）
第43条（条文省略）	第42条（現行どおり）

3. 変更日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年12月11日
定款変更効力発生日 2020年12月11日

以上